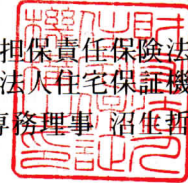


住保機確認第 11-225 号
平成 23 年 12 月 6 日

設計施工基準第 3 条に係る確認について

株式会社マキタ
代表取締役 牧田 光成 殿

住宅瑕疵担保責任保険法人
財団法人住宅保証機構
専務理事 沼佐 哲男



平成23年11月18日付けでいただきました「マキタ式スノーストッパールーフ」に係る申出につきましては、当機構住宅瑕疵担保責任保険（まもりすまい保険）設計施工基準（平成21年版）第3条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認いたしましたので通知いたします。
つきましては保険契約申込み手続等に遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1. 工法または建築材料の名称
マキタ式スノーストッパールーフ
2. 工法または建築材料の概要
雪止め機能付き屋根。なお、施工方法等は「マキタ式スノーストッパールーフ標準施工マニュアル」に従うことを条件とする。
3. 適用地域
全国
4. 適用範囲・部位
木造、鉄骨造住宅の屋根
5. 当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項
設計施工基準第 7 条（勾配屋根）、第 8 条（陸屋根）
※ ただし、「マキタ式スノーストッパールーフ標準施工マニュアル」に定めのない部分は上記条項に適合させるものとする。
6. 保険契約申込み手続きのための要件
①保険契約申込みの際に本書の写しを提出してください。
②矩計図等に当該防水工法を用いることを明記いただくよう設計者等へご指示ください。
7. 適用日
平成 21 年 7 月 1 日以降にまもりすまい保険の保険契約申込みを受け付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引き受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更または取消しを行う場合があります。